

新任校長オンライン集合ハイブリッド研修事業実施要項

令和5年2月14日

総合教育政策局長決定

1 趣 旨

加速度を増す社会的変化に対応するため、学校教育においては「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」等といった新たな施策が進められるなど、教育を巡る状況の変化もスピード感を増している。

こうした社会的変化に対応し、学校教育が成果を上げることができるかどうかは、教師の力に大きく依存している。教師が時代の変化に応じた高い資質能力を身に付け、生き生きと活躍できる環境を整備するためには、校長等の管理職のマネジメント能力の向上が不可欠である。

このため、新たに校長職に着任する機会を捉え、集合型研修とオンライン型研修のベストミックスを図りながら、「働き方改革」等の課題を切り口とする実践プログラムの実施等を通じて、新任校長のマネジメント能力の一層の向上を図る。

2 事業の内容

文部科学省、(独)教職員支援機構、教育委員会関係者、大学関係者等からなる協議会を構成するとともに、協議会において構築された研修プログラムの運営や教育委員会における研修プログラムの実施成果や課題の検証・分析等を実施する。

なお、具体的な内容については、別途定める公募要領によるものとする。

3 委託対象

- ①法人格を有する団体
- ②法人格は有しないが、次のアからエの要件を全て満たしている団体
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - イ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ウ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 本拠としての事務所を有すること。

4 委託期間

本事業の委託期間は、委託契約の締結日から業務が終了する日までとする。ただし、契約日が属する年度をまたぐことはできない。

5 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、業務を委託する。

6 事業の委託経費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、委託事業の実施に必要な経費（設備備品費、人件費、事業活動費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、消耗品費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託先が本実施要項又は委託契約書（委託変更契約書を含む。）の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたとき等は、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 委託先は、受託した事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、当該事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが合理的であると文部科学省が認める業務については、再委託することができる。
- (2) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。

8 完了（廃止等）の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき又は委託事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、別に定める様式の委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、完了した日から 10 日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、委託事業が完了したときは、委託事業成果報告書を、委託事業完了（廃止等）報告書と合わせて文部科学省に提出しなければならない。
- (3) 「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記 8 により委託事業完了（廃止等）報告書等の提出を受け、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における委託事業の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなくてはならない。
- (6) 委託先は、「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。